

参考様式第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 10 日

長久手市長 吉田 一平

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岩作三ヶ峯地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 1 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

経営体個人 3 経営体

経営体集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を貸し出したい人が選べる方法の 1 つの選択肢として位置づける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在この地で中心的な経営体となっている 3 氏の肉牛、施設園芸及び牧草栽培を中心  
的な農業を位置づける。耕作放棄地及び保全管理となっている農地を、中心的な経営体  
3 氏に農地を集約すると同時に新規就農者の参入を促進していく。